

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 4月 9日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 金子 武

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 5月 9日 午前 8時30分から 令和 7年 5月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 5月23日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 6月13日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年 5月26日 午前 9時00分から 令和 7年 5月27日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 4月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 030, 000 1, 624, 000	一括	406, 000	26, 442	0
1	960, 000				
2	1, 070, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 北茨城市中郷町汐見ヶ丘六丁目 |
| | 地 番 | 1258番102 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 204.68平方メートル |
| 2 | 所 在 | 北茨城市中郷町汐見ヶ丘六丁目1258番地102 |
| | 家屋 番号 | 1258番102 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 55.48平方メートル
2階 26.49平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 6年11月29日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片 見 光 雄

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 北茨城市中郷町汐見ヶ丘六丁目 |
| | 地 番 | 1258番102 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 204.68平方メートル |
| 2 | 所 在 | 北茨城市中郷町汐見ヶ丘六丁目1258番地102 |
| | 家屋 番号 | 1258番102 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 55.48平方メートル
2階 26.49平方メートル |



令和6年（ケ）第128号
令和6年9月19日受理
令和6年10月10日提出

現況調査報告書

水戸地方裁判所

執行官 大 宮 健 男

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 北茨城市中郷町汐見ヶ丘六丁目 |
| | 地 番 | 1258番102 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 204.68平方メートル |
| 2 | 所 在 | 北茨城市中郷町汐見ヶ丘六丁目1258番地102 |
| | 家屋 番号 | 1258番102 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 55.48平方メートル
2階 26.49平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 雑種地(物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積: (未登記)		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	本建物の屋根にソーラーパネルがある。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (所有者の親族)	私とAは本件建物を住居として使用しています。 1階や庭はリフォーム中ですが現在作業は止まっている状態です。 境界争いはありません。 ソーラーパネルは、本件物件購入時の平成27年頃に設置し、現在も稼働しています(パネル代金の支払関係は不明)。 雨漏りはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 本件物件の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 関係人の陳述、現況等により、2枚目のとおり占有認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 9 月 20 日 (金) :一:	執行官室 (文書)	市役所宛て照会 (回答あり)
6 年 9 月 24 日 (火) :一:	執行官室 (文書)	A宛て照会
6 年 10 月 10 日 (木) 12:50-13:20	物件所在地	物件特定、占有調査 (B面談)、立入調査、写真撮影 評価人同行
年 月 日 () :一:		
年 月 日 () :一:		
年 月 日 () :一:		
年 月 日 () : 一 :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

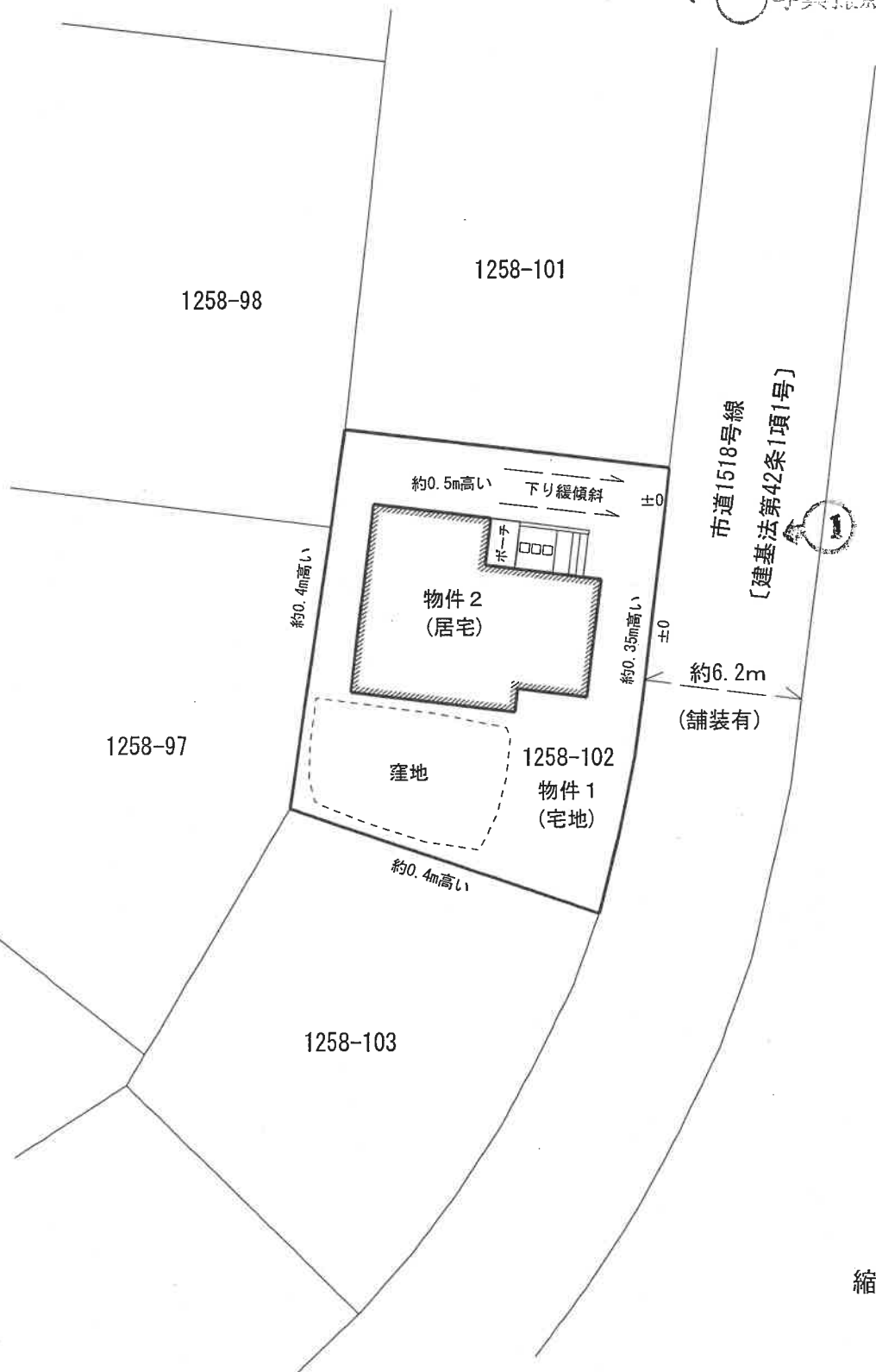
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

令和6年(ケ)第128号

←○写真撮影位置方向

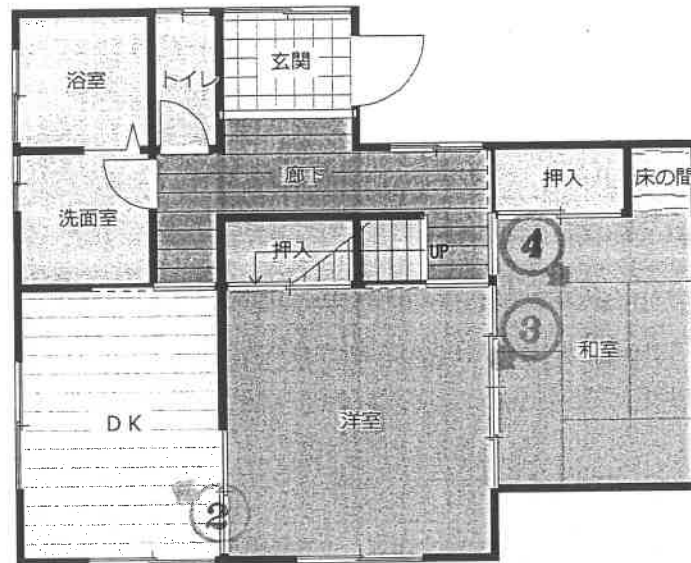


※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません。

建物間取図（略図）

令和6年（ケ）第128号

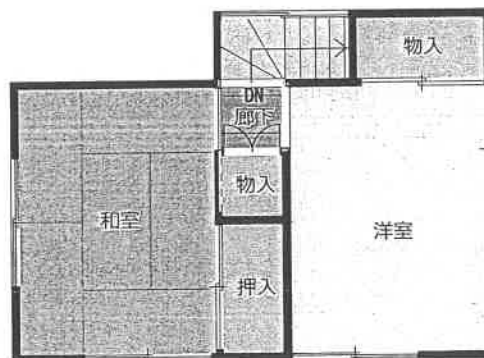
物件2：居宅



縮尺約1/100

1階 55.48㎡
(登記に同じ)

←○写真撮影位置方向



2階 26.49㎡
(登記に同じ)

※図面と現況が異なる場合は現況が優先となります。



(写真 1)



(写真2)



(写真 3)



(写真 4)

令和 6年（ケ）第 128号
令和 6年 9月19日 受 命
令和 6年10月10日 現地調査
令和 6年10月25日 評 価
令和 6年10月28日 提 出

水戸地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
齋藤 清人

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2, 0 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 9 6 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 1, 0 7 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番目積	3頁物件目録記載のとおり	左記に同じ
2	所 在 番 号 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	3頁物件目録記載のとおり	左記に同じ

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 北茨城市中郷町汐見ヶ丘六丁目 |
| | 地 番 | 1258番102 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 204.68平方メートル |
| 2 | 所 在 | 北茨城市中郷町汐見ヶ丘六丁目1258番地102 |
| | 家屋 番号 | 1258番102 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 55.48平方メートル
2階 26.49平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 常磐線「南中郷」駅の北東方・約2.2km（道路距離、以下同じ） 最寄バス停（巡回バス）「汐見ヶ丘1丁目」の北東方約200m （別添「物件位置図」参照）	
付 近 の 状 況	付近は戸建住宅が建ち並ぶ区画整然とした高台の住宅地域である。大規模公園に近い閑静な住宅地ではあるが、小中学校や各種商業施設等にやや距離があり、生活利便性は劣るエリアと思料される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地 指 定 その他規制等	都市計画区域内・非線引地域 第1種低層住居専用地域 50% 80% 指定なし なし 建築協定あり ※特記事項(1)
画 地 条 件	間口：約17.3m（東側） 奥行：約12.6m 形状：概整形地 地積：204.68㎡（登記） （現地で概測したところ、概測数量と登記数量は概ね一致しているものと判断した。） 接面状況：東側道路に接面する中間画地 地勢：東側へ向け緩傾斜しているほか、敷地内の南側に窪みが存する。 高低差：東側道路より約0～0.35m高い 北側隣接地より約0～0.4m低い 南側及び西側隣接地より約0.4m低い	
接面道路の状況	（東側）北茨城市道＜1518号線＞建築基準法第42条1項1号道路 ：幅員約6.2m、舗装有	
土地の利用状況等	土地所有者が物件2建物を所有し、占有している。 ※敷地範囲 物件2建物 物件1土地の全部204.68㎡ ＜法定地上権成立＞	

供給処理施設	【上水道】あり 【ガス】なし ※団地内集中プロパンガス使用 【下水道】なし ※団地内集中浄化槽使用 (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	公開資料に基づく調査並びに土地使用の履歴等から推定して、土壌汚染対策法に定められた特定汚染物質の影響リスクは低いものと判断される(土壌汚染に関連した市場性修正は行わない)。但し、評価人としての調査には限界があるため、詳細については別途専門調査機関による調査を要する。
特 記 事 項	(1) 建築協定について 本地が存する住宅団地内は、自治会独自の建築協定が存し、規制の主な内容等は以下の通りである。詳細については、汐見ヶ丘自治会にて確認を要する。 ○建築物の用地・規模・意匠の基準 建物1区画1戸建とし、住居専用住宅・店舗併用住宅及び診療所並びに建築協定運営委員会の承認を得たものとする。 ・建築物の高さ・・・地盤面から10m以下 ・建ぺい率50%以下、容積率80%以下 ・附属建築物及びカーポートの意匠は建築物との調和を図る。 ○建築物の配置基準 ・隣接地の境界線または縁道から建築物の外壁面又はこれに代わる柱面までの距離は1.2m以上にする。 ・道路の境界線から建築物の外壁面又はこれに代わる柱面までの距離は1m以上にする。 ○建築物の柵・塀の基準 ・道路境界及び隣地境界に設ける柵・塀(生垣を除く)の高さは1m以下とする。 ・石積み又はコンクリート・ブロック等による門構え周りの塀の高さは、地盤面から1.5m以下とする。 (2) 地中埋設物の存在について 現状を目視した結果、地中埋設物の存在を窺わせる状況は見受けられなかった。但し、掘削してみないことには詳細は不明である。 (3) 本土地の現況等について 本地内は所々掘削されている跡があり、物件2建物の西側付近は上水道の配管等が剥き出しの状態になっているほか、南側の一部は窪地(約50cm程度)になっている。よって、これらについては個別格差にて減価を考慮した。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和55年 8月10日新築 経過年数 約44年 経済的残存耐用年数 満了
仕 様	構造 木造 屋根 瓦葺 外壁 サイディング 内壁 ビニールクロス貼 等 天井 ビニールクロス貼 目透かし天井 等 床 合板フローリング 畳 等 設備 電気・給排水衛生設備等 太陽光発電(ソーラーパネル)システムあり ※競売手続きにおいては、建物に附属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明
床面積（現況）	1階 55.48㎡ 2階 26.49㎡ 延) 81.97㎡ ※登記と現況数量は同じである。
現 況 用 途 等	階 層 2階建 現況用途 居宅 間 取 り 別添「建物間取図(略図)」のとおり
品 等	使用資材 普通 施 工 普通
保守管理の状態	保守管理状態は「やや劣る」と判断される。
建物の利用状況	建物所有者が本建物を居宅として占有している。

特 記 事 項	(1) 建築確認等について（北茨城市役所建築指導課調べ） ・ 建築確認（昭和55年4月9日付・北第43号） ○主要用途：専用住宅 ○工事種別：新築 ・ 検査済証（昭和55年8月12日付・第74号） (2) 本建物の損傷等の状況について 建物内外部を確認した結果、老朽化が進行しており、1階和室等がリフォーム途中であることは確認されたが、内外壁の劣化、床等の汚損している箇所が見受けられた。 また、シロアリ被害や雨漏りのほか建物の傾き等の詳細については専門調査機関による調査を経ないと確定できない。 (3) アスベスト関連事項について 非飛散性アスベスト使用建材、飛散性（吹付け）アスベストは目視する限りにおいて使用されている可能性は少ない。アスベスト使用リスクは木造住宅の範囲内であり、使用可能性による市場性修正を要しないものとした。 (4) 太陽光発電システムについて 本件建物には太陽光発電システムが存在するが、所有権が留保されているか否かを含め、所有権自体判然としないため、再調達原価には同システムの価額を含めないものと判断した。 また、場合によっては同システムが取り外される等の係争リスクが生じる可能性があるため、当該リスク減価を▲5%と査定し、物件2建物の市場性修正を0.95とした。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	17,900	0.85	204.68	0.80	2,490,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 北茨城-3

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $17,500\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/98 \times 100/100.0 = 17,900\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位（北<東▲2）

◇地域格差：格差無し±0.0

イ 個別格差：敷地内高低差及び掘削箇所、窪地あり▲15

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	200,000	81.97	0.030	490,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率

経過年数約44年、経済的全耐用年数24年、経済的残存耐用年数0年、観察減価及び中古建物の市場性減価40%、残価率5%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率＝{残価率5%＋(1－5%)×(経済的残存耐用年数0年／経済的全耐用年数24年)}×(1－観察減価40%)＝0.030

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	2,490,000	0.45 法定地上権	1,120,000

イ 土地利用権等割合：法定地上権 0.45

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,490,000	-1,120,000		1.00	0.70	960,000
2	490,000	+1,120,000		0.95	0.70	1,070,000
一括価格（合計）						2,030,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件2 太陽光発電システム係争リスク▲5

オ 競売市場修正：評価の条件記載欄の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 北茨城-3

所 在：茨城県北茨城市中郷町汐見ヶ丘5丁目197番22
地 目：宅 地
価 格：17,500円／㎡
位 置：J R常磐線「南中郷」駅の北東方約2.4km（道路距離）
価 格 時 点：令和6年1月1日
地 積：206㎡
供給処理施設：水道, 下水道, ガス
接 面 街 路：北6.0m市道（中間画地）
用途指定等：都市計画区域内・非線引地域 第1種低層住居専用地域
（建蔽率50%、容積率80%）
地域の概要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした分譲住宅地域

第7 附属資料

1. 物件位置図
2. 周辺見取図
3. 地図(法第14条第1項)写
4. 地積測量図写
5. 建物図面・各階平面図写
6. 土地建物位置関係図
7. 建物間取図(略図)

以 上

物件位置図



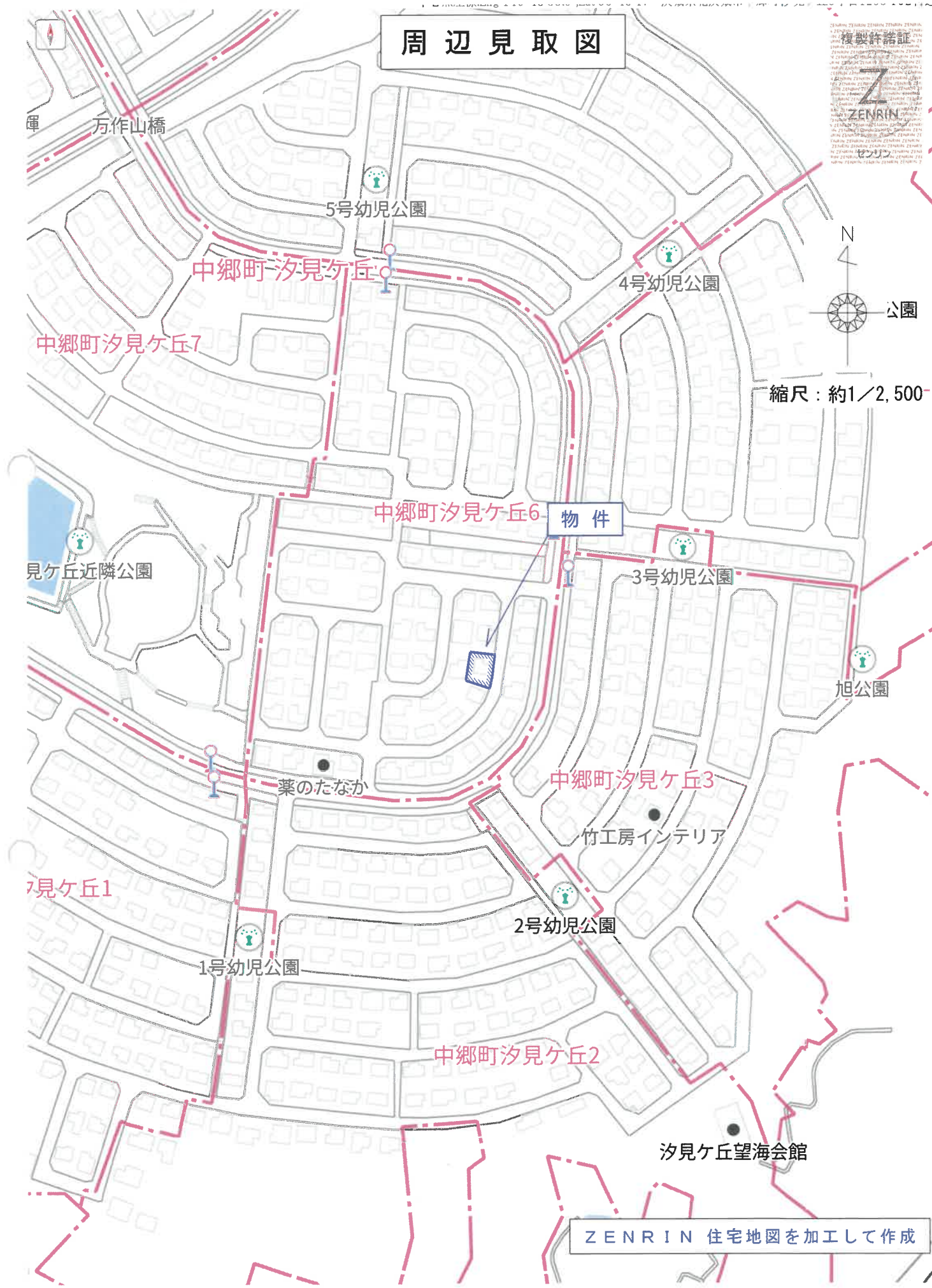
公示地：北茨城－3

物件

地理院地図(電子国土Web)を加工して作成

周辺見取図

複製許諾証
ZENRIN
ゼンリン



ZENRIN 住宅地図を加工して作成

地図(法第14条第1項)写



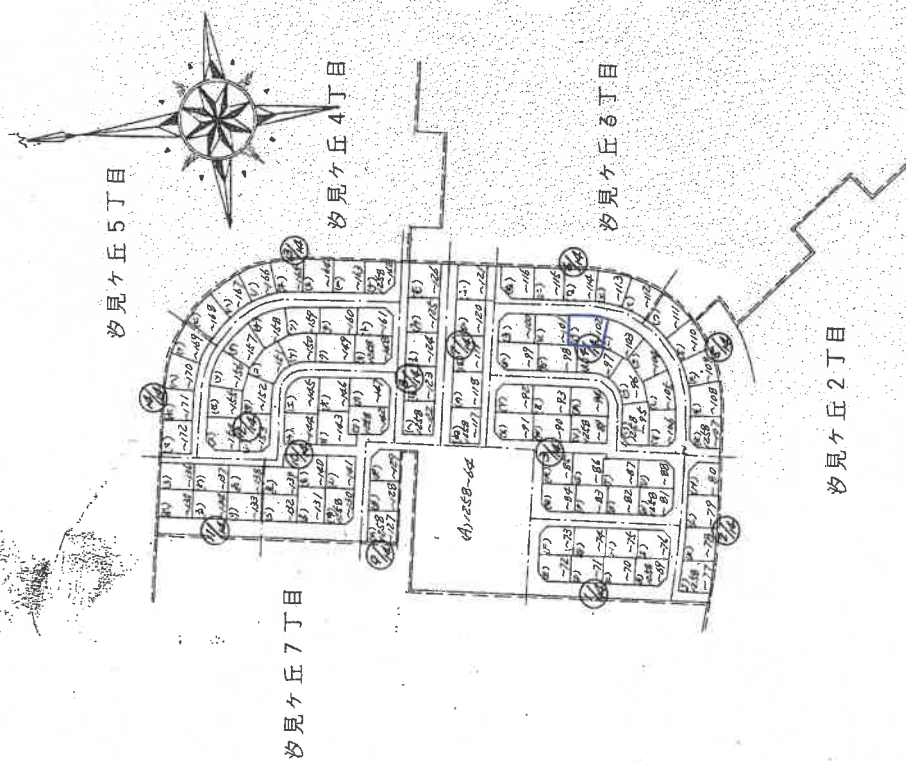
整理番号 412402

地番 1258-64 1258-69 1258-70
ないし1258-172

地積測量図

土地の所在 北茨城市中郷町汐見ヶ丘6丁目

物件 1



作製者

申請人

縮尺 1/2500

(昭和55年4月30日作製)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙) §55.5.12

(日麗紙)

A3版をA4版に縮小

地積測量図写

412407

(ア) 1258~95 求積

1315	×	2.44	=	320860
1935	×	7.25	=	1402875
2225	×	0.84	=	186900
2225	×	9.98	=	2220550
2073	×	1.04	=	215592
1286	×	3.55	=	456530
合計				4803307
面積				24016535m ²

(イ) 1258~96 求積

1263	×	1.17	=	147771
1612	×	9.64	=	1553968
1612	×	1.72	=	277264
1428	×	2.19	=	312732
1306	×	2.52	=	329112
1325	×	2.47	=	327275
1457	×	2.09	=	304513
1457	×	7.34	=	1069438
合計				4322073
面積				21610365m ²

(ロ) 1258~97 求積

1275	×	2.32	=	295800
1385	×	2.14	=	296390
1558	×	1.70	=	264860
1771	×	1.23	=	217833
1771	×	8.41	=	1489411
1631	×	3.91	=	637721
1631	×	8.41	=	1371671
合計				4573686
面積				2286843m ²

(ハ) 1258~98 求積

2200	×	10.29	=	2263800
2200	×	2.16	=	475200
1903	×	9.43	=	1794529
合計				4533529
面積				22667645m ²

(ニ) 1258~99 求積

1916	×	2.86	=	547976
2264	×	7.52	=	1702528
2264	×	9.38	=	2123632
1277	×	1.97	=	251569
合計				4625705
面積				23128525m ²

(ヘ) 1258~100 求積

1722	×	2.73	=	470106
2106	×	7.26	=	1528956
2106	×	10.10	=	2127060
合計				4126122
面積				2063061m ²

(コ) 1258~101 求積

2056	×	9.97	=	2049832
2056	×	1.22	=	250832
1902	×	9.46	=	1799292
合計				4099956
面積				2049978m ²

(ク) 1258~102 求積

1508	×	6.89	=	1039012
1686	×	2.27	=	382722
1888	×	2.20	=	415360
1888	×	2.47	=	466336
1801	×	2.37	=	426837
1801	×	7.57	=	1363357
合計				4093624
面積				2046812m ²

製作者

(昭和55年4月28日作製)

申請人

縮尺 1/500

地積測量図写

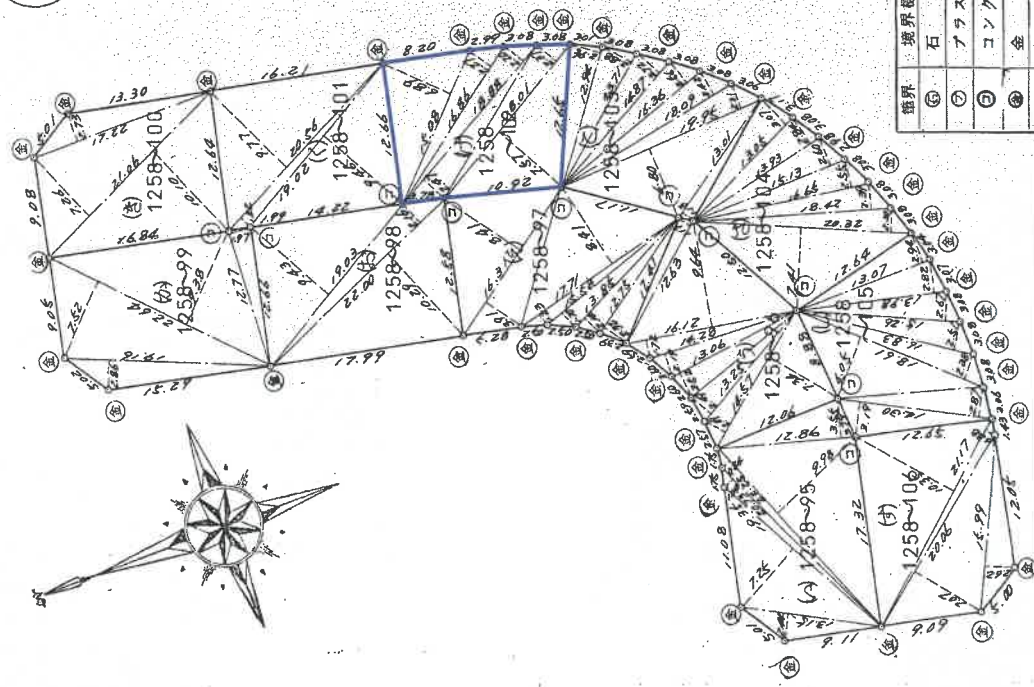
物件 1

地積測量図

1258~95
ないし 1258~106

土地の所在 北茨城市中郷町め見ヶ丘6丁目

4/14



境界線の種類

①	石
②	アスファルト
③	コンクリート
④	金 網

A3版をA4版に縮小

整理番号 912680

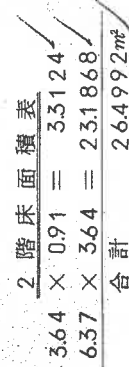
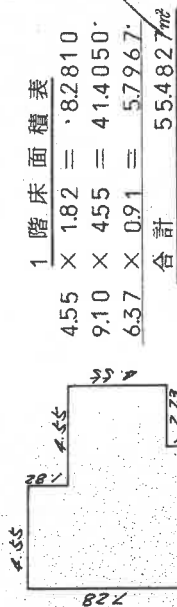
各階平面図

建物図面図

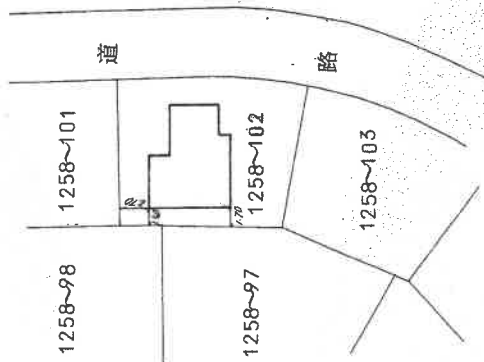
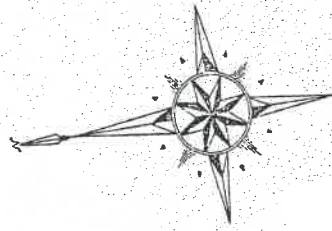
33~8

家屋番号 1258番102

建物の所在 北茨城市中郷町汐見ヶ丘6丁目1258~102



物件2



(日調連12)

A3版をA4版に縮小

作製者

10月11日作製

縮尺 1/250

申請人

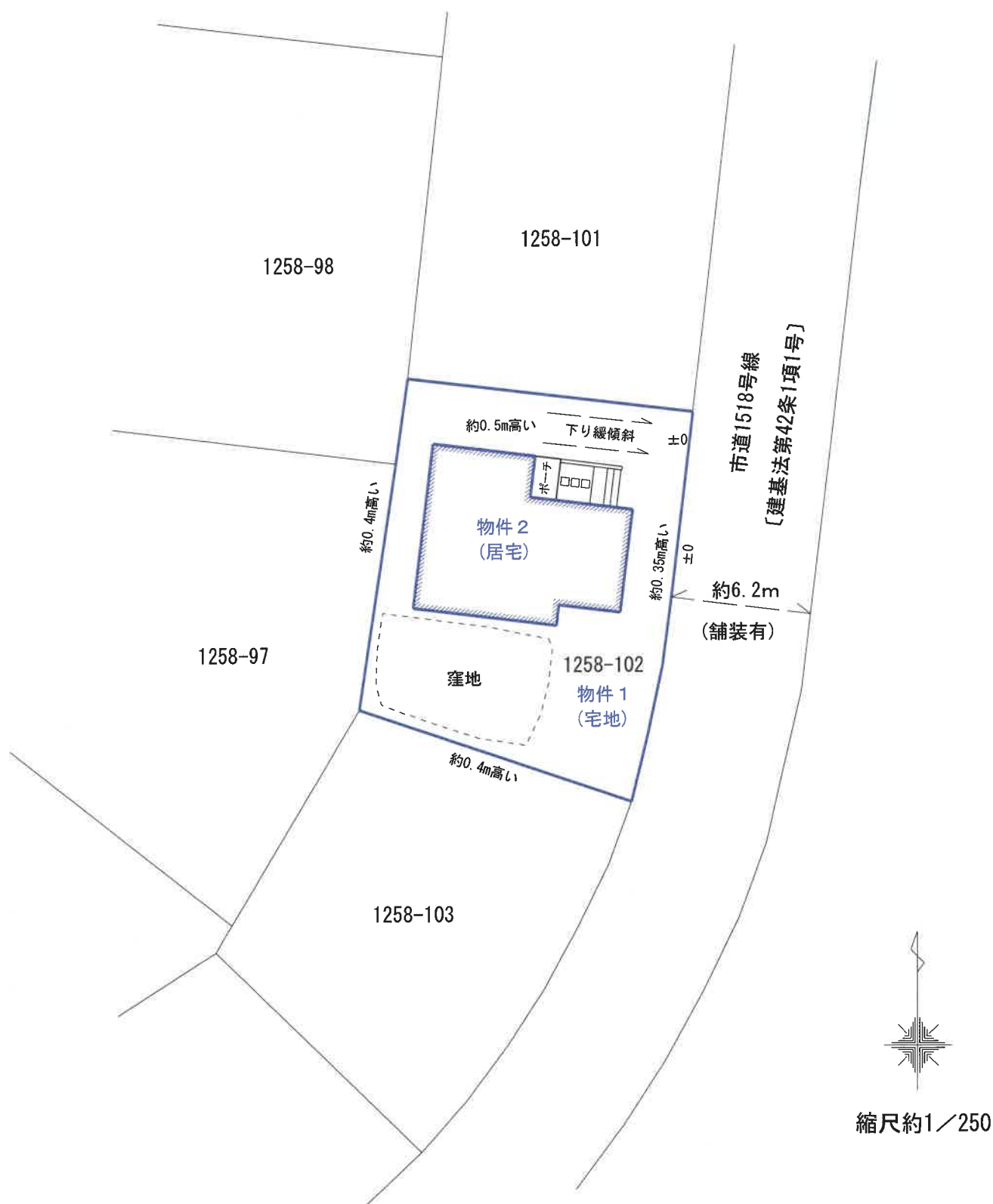
縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

S55.10.14

土地建物位置関係図

令和6年（ケ）第128号



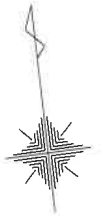
縮尺約1/250

※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません。

建物間取図（略図）

令和6年（ケ）第128号

物件2：居宅



縮尺約1/100

1階 55.48㎡
(登記に同じ)



2階 26.49㎡
(登記に同じ)

※図面と現況が異なる場合は現況が優先となります。